

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年9月6日(月)午後3時から午後4時10分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター3階大ホール

3 出席委員

(1) 農業委員 (15名)

1番	椎名弘	委員	3番	伊藤明美	委員
4番	戸村光男	委員	5番	塚本一治	委員
6番	加瀬安男	委員	7番	大木正俊	委員
8番	土屋玲子	委員	9番	佐藤和	委員
11番	玉澤幸雄	委員	12番	高品文敬	委員
13番	鈴木茂	委員	14番	布施陽子	委員
15番	佐藤郁太郎	委員	16番	布施行雄	委員
17番	小林須美子	委員			

(2) 農地利用最適化推進委員 (10名)

19番	太田孝夫	委員	20番	小林重紀	委員
21番	椎名正和	委員	22番	平山敏之	委員
23番	宇野恵三郎	委員	24番	金城ハル子	委員
25番	土屋功	委員	26番	関口孝男	委員
27番	寺本利幸	委員	29番	秋山菊次	委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (2名)

2番	滝田博司	委員	10番	石橋慎司	委員
----	------	----	-----	------	----

(2) 農地利用最適化推進委員 (2名)

18番	林博之	委員	28番	江波戸和男	委員
-----	-----	----	-----	-------	----

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和3年度第4次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和3年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について 1件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

報告事項	(1)農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
	(2)利用権の中途解約に係る通知について	1件
その他		

- 6 事務局職員出席者  
(農業委員会事務局) 事務局員 3名  
(市産業振興課) 職員 3名

## 7 会議の概要

事務局 ただ今から令和3年9月農業委員会定例総会を開会いたします。

布施会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は布施会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中15名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。  
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、5番塚本一治委員、6番加瀬安男委員を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和3年度第4次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る9月2日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

17番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る9月2日、午後1時50分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基

盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和3年8月27日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和3年度第4次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われまます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されまますよう、御審議の程よろしくお願ひします。

議 長 農地銀行運営委員会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えまます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和3年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、質疑を打ち切ることにお異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和3年度第4次農用地利用集積計画(案)について」の採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することにお賛成の委員の挙手を求めまます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「令和3年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたしまます。なお、本議案については去る9月2日農地銀行運営委員会が開催されたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願ひいたしまます。

17番 本件につきましては、去る9月2日、午後1時50分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、令和3年8月30日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和3年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、高品文敬委員、寺本利幸委員、私が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席し、関係事案終了後に入室・着席いたします。

最初に、番号1番から4番までについて、審議・採決いたします。高品文敬委員、寺本利幸委員は、退席をお願いします。

(高品文敬委員、寺本利幸委員 退席)

議長 高品文敬委員、寺本利幸委員が退席しましたので、番号1番から4番までについて、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の番号1番から4番までについて、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号1番から4番までの内容を説明】

本件計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「令和3年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号1番から4番までについて、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号の番号1番から4番までについて、採決に入ります。

議案第2号の番号1番から4番までについて、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

(高品文敬委員、寺本利幸委員 着席)

議 長 高品文敬委員、寺本利幸委員が着席しましたので、引き続き、議案第2号「令和3年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。次に、番号8番と9番について、審議・採決いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、議長を鈴木職務代理に交代いたします

(布施会長から鈴木職務代理へ 議長交代)

議 長 それでは、番号8番と9番について、審議・採決いたします。布施行雄委員は、退席をお願いします。

(布施行雄委員 退席)

議 長 布施行雄委員が退席しましたので、番号8番と9番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の番号8番と9番について、別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号8番と9番の内容を説明】**

本件計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和3年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号8番と9番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号の番号8番と9番について、採決に入ります。

議案第2号の番号8番と9番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

(布施行雄委員 着席)

議 長 それでは、議長を交代いたします。

(鈴木職務代理から布施会長へ 議長交代)

議 長 引き続き、議案第2号「令和3年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。番号1番から4番までと8番、9番を除いて、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号1番から4番までと8番、9番を除き、内容を説明】**

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和3年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号1番から4番までと8番、9番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、番号1番から4番までと8番、9番を除き、採決に入ります。

議案第2号について、番号1番から4番までと8番、9番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号の議案書を御覧ください。番号1番及び3番から6番までは、所有権移転に関する件であります。番号2番は、利用権設定に関する件であります。

**【議案第3号、番号1番から6番までについて議案書を基に朗読】**

番号1番から6番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

17番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま  
す。

3番 番号2番について、後継者は意欲的に営農しており、問題ないと思われま  
す。

8番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま  
す。

6番 番号4番と5番の譲受人は同一です。意欲的に営農しており、問題ないと思われま  
す。

番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい  
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切  
ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。  
議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め  
ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請  
に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお  
願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

**【議案第4号、番号1番について議案書を基に朗読】**

番号1番について、譲受人は、申請地に鉄骨造2階建て工場として計画し  
ておりましたが、製品置場のスペースを増やす必要が生じたため、2階建て  
から3階建てに、建築面積を895.32㎡から973.51㎡に変更して  
計画するものです。転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

3番 番号1番について、譲受人は、金属プレス加工業を主とする会社で、製品  
や梱包置場用の工場建築のため、令和2年に転用許可を受けています。その  
後のコロナ禍等社会情勢の変化や、今後の製品需要の増加を踏まえ、計画を



変更するもので、問題ないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の議案書を御覧ください。

**【議案第5号、番号1番について議案書を基に朗読】**

番号1番について、専用住宅用地として畑496㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

8番 番号1番について、譲受人は、両親と長男で生活しておりますが、近々次男が帰ってくる予定で手狭になるため、申請地に住宅を建築しようとするものです。第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われま。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について」、  
質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 5 号について、採決に入ります。  
議案第 5 号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め  
ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が 2 件、利用権の中途解約に係る  
通知が 1 件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完  
備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第 1 号 令和 3 年度第 4 次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第 2 号 令和 3 年度第 3 次農用地利用配分計画案に係る意見決定に  
ついて (別冊)

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 6 件

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る  
意見決定について 1 件

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定に  
ついて 1 件

報告事項 (1)農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 2 件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 1 件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。  
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。  
これをもちまして、令和3年9月6日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。